## 事前相談に必要な書類

## **農家住宅等** (法第29条第1項第2号該当)

1 2 3 4 5 6	位置図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・別紙「開発計画概要書(添付書類)記載要領」を 参照してください。
7	理由書・・・・・・・・・・・・・・・	・当該地に農家住宅等を建設する理由を記載してください。(現在の家屋の処置も記入してください。)
8	住民票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・居住者全員のものを添付してください。
9	農業を営む者であることを証するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>・市町村農業委員会発行の耕作証明書又は農地基本 台帳登載証明書 (市町村により名称に違いがあることがあります。)</li><li>・農協等の販売収入証明</li></ul>
10	農業を営む者であることの申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・神奈川県開発許可事務処理要項に定められた様式によります。
11	建物平面図・・・・・・・・・・・	・用途、構造、階数、建築面積、延べ床面積及び高さを記入してください。 (4の土地利用計画図に記入しても構いません。)
(注意)		

- ※1 相談の内容によっては、このほかにも必要書類の生じる場合があります。
- ※2 事前相談で一般的に必要な添付書類は、「開発計画概要書(添付書類)記載要領」に記載されています。そちらも確認して書類を作成してください。
- ※3 計画地が「農地」の場合は、別途、農地転用等(市町村の農業委員会)の事前相談が必要です。
- ※4 「漁業又は林業を営む者」の場合は、それぞれ協同組合の発行する当該業務を営む者である 旨の証明書が必要です。